

国史跡恵解山古墳保存・整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡恵解山古墳基本計画に基づいて保存・整備の方針や活用の方法等、事業実施に向けて整備の全体像を示すため、国史跡恵解山古墳保存・整備委員会（以下「保存・整備委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 保存・整備委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 基本計画、基本設計、実施設計に関すること
- (2) 恵解山古墳保存整備に必要な事項に関すること。
- (3) 恵解山古墳の発掘調査の指導助言に関すること。
- (4) その他必要なこと

2 保存・整備委員会は、前項に定める協議事項について、教育長に提言するものとする。

(委員及び選考と任期)

第3条 保存・整備委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4名
- (2) 地元自治会等 3名
- (3) 市の職員 3名
- (4) 公募した市民 4名

3 委員の任期は平成18年11月1日から2ヵ年とする。ただし再任は妨げない。

4 欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、有償とする。

(専門委員)

第3条の2 保存・整備委員会に特別の事項を審議させる必要があるときは、専門委員を若干人置くことができる。

2 専門委員は教育長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときには、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 保存・整備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 保存・整備委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 保存・整備委員会の会議には、必要に応じて関係機関等に出席を依頼し、指導助言を求めることができる。

(庶務)

第6条 保存・整備委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、保存・整備委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 第3条第2項の規定に関わらず、従前に国史跡恵解山古墳策定委員会の委員に就任していた委員は引き続き、国史跡恵解山古墳保存・整備委員会の委員とする。

2 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

別 表

国史跡恵解山古墳保存・整備委員会

区 分	役 職 ・ 団 体 等	備 考
遺跡に関する学識 経験を有するもの 4名	考古・遺跡整備・植栽等の分 野 4名	
地元自治会等 3名	勝竜寺地区 2名 久貝地区 1名	
行政 3名	市企画部長 1名 市建設部長 1名 市教育委員会職員 1名	
公募の市民 4名	公募の市民 4名	